

こんなに
変わった!

新しい 農業者年金

農業者年金は、平成14年より大きく変わりました。これまでの経営移譲を想定した制度に変わり、新しい農業の担い手の力となれるよう、ライフプランに合わせて設定できる自由度の高い制度となっています。



60歳未満の国民年金の第1号被保険者なら、 年間60日以上農業に従事していれば だれでも農業者年金に加入できます。

農業者年金、旧制度と新制度の違い

	旧制度			新制度	
政策の目的	農業経営の合理化・経営移譲の促進			農業の担い手確保	
年金財政のしくみ	賦課方式 現役世代の納める保険料が、現在の受給者の年金原資に充てられる方式。 国民年金制度と同じで、少子高齢化に弱い。			積立方式 自分が将来受け取る年金の原資を、自分自身で積み立てる方式。自分のための積み立てなので、人口構造に左右されない。	
必要な加入期間	20年以上			1ヶ月	
亡くなった場合	保険料を3年以上納めて死亡し、すでに受け取った年金額が死亡一時金の額未満である場合に、遺族に支給される。			80歳までに死亡した場合、死亡した月の翌月から80歳到達月までに受け取れる予定だった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が遺族に支給される。	
続けられなくなった場合	強制加入者	任意脱退できない	20年要件を満たせない場合は脱退一時金を支給	任意脱退できる	脱退一時金はなく、積み立てた保険料は将来年金として支給
	任意加入者	任意脱退できる			

ここがポイント！

将来の金銭的不安を解消！

「農業をやって良かった」と思う人が増えますように。

自分の年金を自分で準備するから、**少子高齢化にも強い！！**

たとえ1ヶ月分だったとしても**将来受け取れる！！**

3年以上納めていなくても、要件に該当すれば**死亡保障**がある！！

いつでも辞めることができるので、**お手軽に始められる！！**
その場合も、積み立てた保険料は**将来年金として受給**できる！！

経営者だけでなく、夫婦や親子でそろって加入することをおすすめします！！



お問い合わせご相談は

最寄りの農業委員会事務局まで